

震災時の基本的な対応について

2017年、気象庁は従来の「東海地震に関連する情報」の発表を中止し、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しました。

その情報の発表条件（１）と、南海トラフ地震への本校の対応の基本原則（２）、南海トラフ地震以外の大規模地震（３）、Ｊアラート発令時の対応（４）の概要をここにお伝えします。生徒の安全確保のため、学校の原則的な対応方法をこの書面にてご確認ください。また学校としましても、生徒の登下校中における地震やＪアラート発令時にとるべき行動について指導いたしますが、ご家庭におかれましてもご確認をお願いいたします。

（１）南海トラフ地震に関する発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報 （臨時）	〈第１号〉 ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	〈第２号〉 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合
	○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報 （定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもある。

（２）南海トラフ地震への本校の対応の基本原則

ご家庭でご承知おきいただく基本原則

- ①南海トラフ地震に関連する情報（臨時）〈第１号〉が発表されたときは、
- 《生徒が在校中のとき》 保護者、または「緊急連絡カード」の緊急時の避難先に指定されている代理人へ引き渡し帰宅させます。ただし、高校生は、（臨時）〈第１号〉が発表された段階で保護者と連絡がとれて、帰宅の了承を得た生徒は帰宅させます。
 - 《生徒が在宅中のとき》 家庭学習に切り替えます。
 - 《生徒が登下校中のとき》 登校・下校の途中において（臨時）〈第１号〉が出たときは、ただちに帰宅し待機します。

- ②南海トラフ地震に関連する情報（臨時）〈第2号〉が発表されたときは、
- 《生徒が在学中のとき》 学校にて保護をはかります。
- 《生徒が在宅中のとき》 学校からの連絡があるまでは、自宅待機とします。
- 《生徒が登下校中のとき》 生徒本人の状況判断で安全を確保し、原則として自宅または学校の近い方へ移動します。
- ただし、車中・駅構内など交通機関の利用時は、係員の誘導・指示に従うものとします。
- もし、電車やバスが止まり、学校や自宅に戻れなくなった場合、近くにある神奈川・東京の私立小学校・私立中学校・私立高校に避難することができます。

(3) 南海トラフ地震以外の大規模地震の対応の原則

学校を含む地域の震度	対 応
震度「5弱」以上で交通機関が乱れている場合	生徒は学校に留め置き保護します。 その後、公共交通機関の運転が再開した際の帰宅方法については(5)①にて対応します。
震度「4」以下で交通機関に乱れない場合	原則として下校させます。 特に生徒の帰宅に支障のある場合は御連絡ください。

(4) Jアラート発令時の対応（自然災害以外）

Jアラートによるミサイル情報があつた時

Jアラート情報	在学中のとき	在宅中のとき	登下校中のとき
①ミサイル発射情報・避難の呼びかけがあつた場合	校舎外の活動を直ちに中止し校舎内に避難する。	自宅に待機する。	近くの建物に一時避難する。
②ミサイル通過情報、または落下場所についての情報において日本の領海外の海域に落下した場合	通常の日課を再開する。	報道等によって安全を確認して登校する。	報道等によって安全を確認して登下校する。
③落下場所等についての情報において日本の領土・領海に落下した場合（*但し発射実験除く）	臨時休業とする。 学校に待機し、学校の指示に従って行動する。	休校とする。	休校とする。 学校に待機し、学校の指示に従って行動する。

(5) 緊急連絡カードについて

緊急時に備えて、本校では「聖セシリア緊急連絡カード」を準備しております。

①地震が発生した場合、通学範囲は広域にわたることから、交通事情・道路事情・時間的な緊急性などを考慮し、生徒は学校で保護することを原則とします。その後、公共交通機関の運転が再開した際の帰宅方法を下記より選択いただいております。

1. 保護者の引き取りがあるまで校内で待機させる。
2. 帰宅させる。(徒歩・自転車など)
3. 公共交通機関の運転が再開したら帰宅させる。
4. 自宅以外の緊急避難先に帰宅させる。

②「緊急時の生徒避難先」として、ご指定いただける方には学校近隣の親戚・縁者・友人宅などをご指定いただき、緊急時の避難先とします。

③また、この「緊急連絡カード」は、生徒が学校生活（授業・クラブ・校外授業などを含む）を営むうえで必要な「健康に関する事項」もご記入いただくようになっております。

(6) 大規模な地震が発生、また(2)に従って生徒が学校に留め置かれることになった場合には、保護者、または「緊急連絡カード」の緊急時の避難先に指定されている代理人の、早急な生徒の引き取りをお願いいたします。

(7) 非常事態を考慮し、学校は生徒人数分の食糧（非常食・水）、その他の必要物資を父母会との協力により可能な範囲で備蓄しております。

(8) 自然災害を始めとする緊急時の対応及び生徒の安否情報については以下を御確認ください。

— 生徒在校時の緊急連絡ツール —

- ① 学校HP(トップページ右下の「緊急情報」ユーザー1224・パスワード1225に掲載)
- ② 「子ども安全連絡網」による配信
- ③ 学校支援システム(classi)によるお知らせ
- ④ NTT災害伝言ダイヤル(ダイヤル171)・ニッポン放送「学校安否情報」

— 登下校時の緊急連絡ツール —

⑤ 「避難校ネットワーク」

生徒が、登下校中の大きな地震や豪雨による河川の氾濫等の自然災害、またJアラートの発令などにより、電車やバスが止まり、学校や自宅に戻れなくなった場合、近くにある神奈川・東京の私立(小・中・高)学校に避難できます。

上記の私立学校は、避難してきた生徒を学校内で保護し、連携団体専用Webシステム『避難校ネット』を利用して、その所在と安否の情報を在籍校に提供。その情報を在籍校は学校HPにて、生徒の安否情報を掲載します。

* ご家庭では生徒の通学途中にある私立学校を確認してください。

* 南海トラフ地震の予想に関しては、未確認な部分も多く、今後の国の方針によって、上記の学校対応も変更します。